

会計参与を活用しよう！

東京メトロポリタン税理士法人
税理士 北岡 修一

平成18年5月に施行された会社法において、新たに「会計参与制度」が設けられました。この制度は、中小企業の会計の信頼度を高める制度であり、会計から会社を良くしていこう、という制度です。まさに、当法人が目指している理念を後押しする制度だといっていでしょう。当法人も、この制度の活用積極的に取り組んでいきます。

以下、会計参与とはどのようなものか、カンタンに解説していきます。

1. 会計参与制度とは？

会計参与制度とは、会計の専門家である税理士、公認会計士が、企業の決算書にお墨付きを与える制度です。残念ながら中小企業の決算書は、信頼性があるとはとても言えないものです。たとえ会計事務所・税理士が関わっていたとしても、税法をベースにした会計処理を行なっているだけでは、とても本来の企業の姿を表しているとは言えないのです。

また、税理士も中小企業社長と同じような会計の考え方しか持っていなかった、というのは、私どもも本当に反省すべき点だと思います。

そこで、中小企業の決算書の質を上げるべく登場したのが会計参与です。

特筆すべきは、税理士や公認会計士といった会計のプロの中から、経営もわかる真の意味で会計のプロであるとして名乗りをあげたのが、会計参与であるという点です。

このような会計参与の役割は、次のようなことにあります。

- ①会計参与は、企業に役員として加わって、会計のプロとして決算書を作成する。
- ②当該企業の決算書が適正・適法なものであると、会計のプロとして保証する。
- ③企業の決算書を5年間、会計参与の事務所にも備置き、外部の閲覧などに応じる。

また、会計参与は、会社法で次のように定められています。

- 設置：任意
- 職務：計算書類の作成・総会における説明・計算書類の保存と開示(5年間)
- 資格：税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人

- 選任：株主総会で選任
- 任期：取締役と同様の規律に従う
- 責任：他の役員と同様、賠償責任あり

まさに、会計専門家がその資格をかけて、企業の正しい決算書を作るわけです。

2. 上場会社なみの信頼性

このように、会計参与を置いた会社の決算書は、絶大なる信頼性が保証されたものから、金融機関が当該会社に融資をする場合には、極めて信頼性の高いものと評価されることとなります。

取引先からの信頼性も高まることとなりますので、安心してより大きな取引が行なわれる土台にもなるものです。中小企業にとって会計参与を置くということは、会計のプロが保証した決算書を関係者（株主と債権者）に公表することですから、信頼性の点に限れば上場会社になみのものになるということなのです。

これが会計参与を置く、もっとも大きな価値ではないでしょうか。

3. 有利な貸出条件

いくつかの金融機関は、会計参与が決算書を作っていることを条件に、担保も経営者個人の保証も求めない新型融資を導入しています。また信用保証協会は、全国で186万の中小企業が利用（平成16年3月末現在）していますが、会計参与により決算書が作成されている場合には、0.1%程度の保証料を減免することを公表しています。このような有利な貸出条件は、今後益々増えていくものと思われます。

4. ベンチャー企業にうってつけ

会計参与制度は、実はベンチャー企業にこそうってつけです。というのも、ベンチャー性が強ければ強いほど、創業時にはなかなか信用を得ることが難しいからです。その創業時の信頼性を後押ししてくれるのが会計参与です。信頼性のある決算書を作成して、その内容を金融機関や株主、取引先等に適宜に説明して状況を理解してもらい、ことが重要です。その上で、将来の可能性を感じてもらえれば、様々な成長の支援を受けることができるでしょう。創業時に財務のわかる専門家などを雇うのは大変難しいことから、是非、そんな時こそ会計参与を活用して欲しいと思います。

ベンチャー企業から会計参与に、熱い視線が注がれています。というのも、信用を得ることが特に大事な創業期の企業のためにどんぴしゃりと活躍してくれるのが会計参与だ、ということが知られてきたからです。

創業期の企業は、経営基盤を強化し成長を持続するために、銀行や取引先から信用を得ることが特に大事ですが、そのためには、信用ある決算書を作成して、適時にその内容を関係先に説明し報告することが重要です。しかし、人材難にあえいでいるのが創業期にある企業の実態でもあります。

確かに、ベンチャー企業にはベンチャーキャピタルなど外部の応援団が存在するのですが、経営内部で経営者の相談に親身になってくれる仕組みは、実は無いのが普通なのです。そこに朗報がもたらされたのです。会社法が用意してくれた、会計参与の活用です。経営内部に身をおいて(=会計参与は役員です)、決算書を経営者と共同して作成し(会社法 374 条の定めです)、そのうえ生々しい経営の実態に身を置いてアドバイスをしてくれる真の会計のプロが、会社法の贈りもの=会計参与なのです。

5. 成長を目指す中小企業にも

成長を目指す中小企業にとって会計は大変重要なものです。会計は単なる後処理ではなく、企業を安全かつ着実に成長させていく礎となるものです。日々の取引がきちんと処理され、月次が定期的に行なわれ、かつ経営に活用される流れがどうしても必要なのです。また、成長の各段階において決算書が必ず必要になってきます。その時に経営の実態を正しく反映した決算書ができていないと、成長発展の機会を逸してしまうことにもなりかねません。

成長企業にとって、決算書を操作するようなごまかしは絶対に禁物であり、それに手を染めるとあつと言う間に転落していく、あるいは成長が必ずどこかでストップしてしまうものです。正しい決算書を作ってコツコツと信頼を積み重ねていく、そのような王道で成長していくしか、成長発展の道はないであろうと思います。

それを、大所高所に立ち、正しい道からはずれそうになったときに、同志として厳しい意見を言ってくれるのが会計参与なのです。会計参与も言ってみれば命がけ(資格をかけていますので)ですので、真剣に会計を会社を正しい方向に導いていくように頑張っていくはずです。

是非、経営者と共に成長の大きな目標を達成し、喜び合いたいものです。

以上